

アール・ディエンジニアリング最終処分場問題について

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを除去するための対策工事については、一次対策工事と二次対策工事とに分けて実施しますが、一次対策工事は既に契約を締結し、二次対策工事も10月3日に基本方針について周辺6自治会と協定等を締結したところです。

については、これらの工事の現在の状況と今後の予定について報告します。

1 一次対策工事

(1) 現在の状況

- ・産廃特措法に基づく国の支援を得るのに必要となる実施計画(案)について、6月7日に環境大臣の同意を得た。
- ・大臣同意後入札手続きを進め、8月21日に掘削工事の請負契約、9月20日に廃棄物の運搬処分委託の契約を行った。
- ・現在工事の準備作業を進めている。

(2) 今後の予定

- ・11月上旬頃に廃棄物土の掘削作業に着手し、特別管理産業廃棄物相当のもの、液状廃棄物土等の入ったドラム缶等および液状廃棄物が浸潤した土砂等については場外処分する。
- ・上記以外の掘削物は場内で適正保管し、二次対策工事で適正に処理する。
- ・今年度に工事は完了する。

2 二次対策工事

(1) 現在の状況

- ・周辺自治会との話し合いや有害物調査検討委員会(H24.9終了)の助言を踏まえて対策工の検討を進め、9月末までに周辺7自治会のうち6自治会から対策工事基本方針について同意を得られ、10月3日にこれらの自治会と協定等締結を行った。
- ・周辺自治会のうち残る1自治会は「自治会として要求してきた対策が盛り込まれていないため協定書に署名はしないが、工事を実施することについて反対はしない。」との立場である。

(2) 今後の予定

- ・今月中に変更実施計画（案）の素案をとりまとめ、10月下旬の環境審議会廃棄物部会で説明し、11月に同部会の意見をいただく。
- ・あわせて11月には変更実施計画（案）に対する栗東市の意見をいただく。
- ・並行して環境省等の助言を得て変更実施計画（案）を完成させ、今年度末までに同案について環境省に協議する。
- ・来年度において、変更実施計画（案）について環境大臣の同意が得られ次第、速やかに入札手続を行い工事に着手する。

【添付資料】

資料1 RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書
(5自治会との協定書)

資料2 旧RD最終処分場二次対策工事に関する確認書
(北尾団地自治会との確認書)

資料3 二次対策工事基本方針
(資料1、2に添付)

資料4 旧RD最終処分場二次対策工事について
(北尾団地自治会からの要望書)

資料5 旧RD最終処分場二次対策工事实施に当たっての貴自治会からの要望事項について(回答)
(資料4の要望に対する回答)

RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書

RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たり、滋賀県知事(以下「甲」という。)と滋賀県栗東市赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、日吉が丘自治会および栗東ニューハイツ自治会(以下「乙」という。)は、平成22年8月5日に甲とRD問題周辺自治会連絡会が取り交わした「RD事案解決に向けての覚書」第1条で遵守するとしている「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

- 1 旧RD最終処分場における支障除去および支障のおそれの除去のため、別紙の基本方針に基づいて二次対策工事を実施する。
- 2 二次対策工事の具体的方法(廃棄物土の分別方法、埋戻しの判定方法、工事に伴う周辺環境対策等)については、本協定の締結後も、引き続き甲乙が話し合いを行う。
- 3 甲は、二次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策等を講じる。
- 4 甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、二次対策工事实施期間中、二次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、二次対策工事の現場を公開する機会を設けるものとし、日時等を一週間以上前に乙に連絡するものとする。
- 5 甲は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を、甲が結果を得てから一週間以内に公開する。
- 6 甲は、二次対策工事实施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、甲、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する(仮称)RD最終処分場問題連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。
- 7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

- 8 二次対策工事実施期間中に不測の事態が生じたことにより、周辺環境に悪影響が発生し、または発生することが想定される場合には、甲は、直ちに連絡協議会に連絡して、対策等について協議を行う。また、事態の原因や状況等について把握した情報を適宜公表する。
- 9 甲は、二次対策工事の実施に当たっては、旧RD最終処分場に隣接する経堂ヶ池の農業用水としての機能の回復・維持に配慮するものとする。
- 10 甲は、旧RD最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る。
- 11 前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。
- 12 本協定を締結した証として本協定書を、甲1通乙を構成する自治会各1通これを保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 滋賀県知事

嘉 田 由 紀 子

乙 滋賀県栗東市 赤坂自治会

会長 ○ ○ ○ ○

小野自治会

会長 ○ ○ ○ ○

上向自治会

会長 ○ ○ ○ ○

日吉が丘自治会

会長 ○ ○ ○ ○

栗東ニューハイツ自治会

会長 ○ ○ ○ ○

立会人

栗東市長

野 村 昌 弘

旧R D最終処分場二次対策工事に関する確認書

乙は、甲が別紙の基本方針に基づいて旧R D最終処分場の二次対策工事を実施することに同意するものとする。

甲は、平成 24 年 9 月 20 日付けで乙から甲に提出された「旧R D最終処分場二次対策工事について」および平成 24 年 9 月 26 日付けで甲が乙に示した「旧R D最終処分場二次対策工事实施にあたっての貴自治会からの要望事項について（回答）」の内容を尊重し、一日も早い問題解決に努めるものとする。

平成 24 年 10 月 3 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

乙 栗東市小野

北尾団地自治会

会 長 ○ ○ ○ ○

副会長 ○ ○ ○ ○

まちづくり委員会

委員長 ○ ○ ○ ○

まちづくり委員会

事務局長 ○ ○ ○ ○

二次対策工事基本方針

滋賀県は、旧RD最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを除去するため、一次対策工事に引き続き、二次対策工事を実施するが、その基本方針は次のとおりである。

1 有害物等の掘削除去

有害物等の除去として、次に掲げる廃棄物等を掘削除去する。

- ① これまでの調査により、位置が確認され、または推定された、次のアまたはイに該当する廃棄物等
 - ア 廃棄物土（廃棄物、土砂およびそれらの混合物をいう。以下同じ。）であって、土壤環境基準を超える有害物が溶出することにより地下水汚染の原因となるおそれのあるもの（以下「有害廃棄物土」という。）
 - イ ドラム缶、一斗缶その他これらに類する容器（以下「ドラム缶等」という。）、その内容物および当該内容物が浸潤したと判断される廃棄物土（以下「ドラム缶関連廃棄物土」という。）
- ② 今後の沈砂池部分の調査により確認された有害廃棄物土
- ③ 二次対策工事の際に確認された有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土
- ④ 一次対策工事掘削区域掘削後の底面および東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、その下に存することが疑われた有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土等場外に搬出すべき廃棄物土

2 旧RD最終処分場の西側および北側において廃棄物層の底面または側面と接する透水層の遮水

(1) 旧RD最終処分場の西側および北側において、次の対策を講じる。

- ① 廃棄物層（旧RD最終処分場に埋め立てられた廃棄物の存する層をいう。以下同じ。）の底面における遮水層（粘性土層）の欠如により、廃棄物層より下位の透水層（砂層）へ浸透水（廃棄物層に存する水をいう。以下同じ。）が漏洩している箇所への遮水
 - ② 廃棄物層の側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所への遮水
- (2) (1)の遮水は、廃棄物層を掘削し、遮水が必要な箇所を露出させた上で遮水材を設置することにより行う。
- (3) (2)により掘削した廃棄物土は、分別施設を設置して分別し、有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土ならびに廃プラスチック類、木くず等の廃棄物については、旧RD最終処分場外に搬出して処分する。
- (4) (3)の分別により、埋戻し材として有効利用できるものについては旧RD

最終処分場内に埋め戻す。

3 これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土の適正処理

これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土については、上記2の(3)および(4)に準じて分別し、処分および埋め戻しを行う。

4 北尾団地側平坦部における遮水

(1) 旧RD最終処分場の北尾団地側平坦部において、廃棄物層側面に透水層(砂層)が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水を行う。

(2) (1)の遮水は、ソイルセメント等による鉛直遮水壁築造により行う。

5 浸透水水位の低下のための措置

(1) 浸透水流向の下流にあたる沈砂池付近に浸透水貯留層を設け、そこから浸透水を揚水して浸透水水位を低下させることにより、硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するとともに、浸透水の周辺地下水への漏洩を防止する。

(2) 浸透水貯留層への浸透水の集水を促進するため、2(2)の掘削部分にドレーンパイプ(集水管)を設置する。

6 揚水した浸透水の処理

5で揚水した浸透水は、水処理施設を設置して処理し、公共下水道に放流する。

7 地下水の流入抑制

2および4における透水層が廃棄物層に接している部分等の遮水により、地下水の廃棄物層への流入を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

8 覆土

旧RD最終処分場の表面の覆土により、廃棄物の飛散流出を防止し、硫化水素やメタン等のガスの大気中への漏出を抑制するとともに、雨水の浸透を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

9 法面整形

2の掘削および埋め戻しの際に法面を整形し、安定勾配とすることにより、法面崩壊に伴う廃棄物の飛散流出を防止する。

10 工事中のモニタリング

二次対策工事の実施に伴って生じる生活環境保全上の支障を防止するため、浸透水、地下水の水質および騒音、振動、粉じん等のモニタリングを行う。

また、モニタリング井戸の位置については、土壤汚染対策法に定める指定基準を超過して鉛が含有されている箇所を考慮して決定する。

なお、水質のモニタリングは二次対策工事完了後も必要な期間実施する。

11 その他

これまでの周辺自治会との話し合いの内容を尊重して、二次対策工事を行うものとする。

参考図

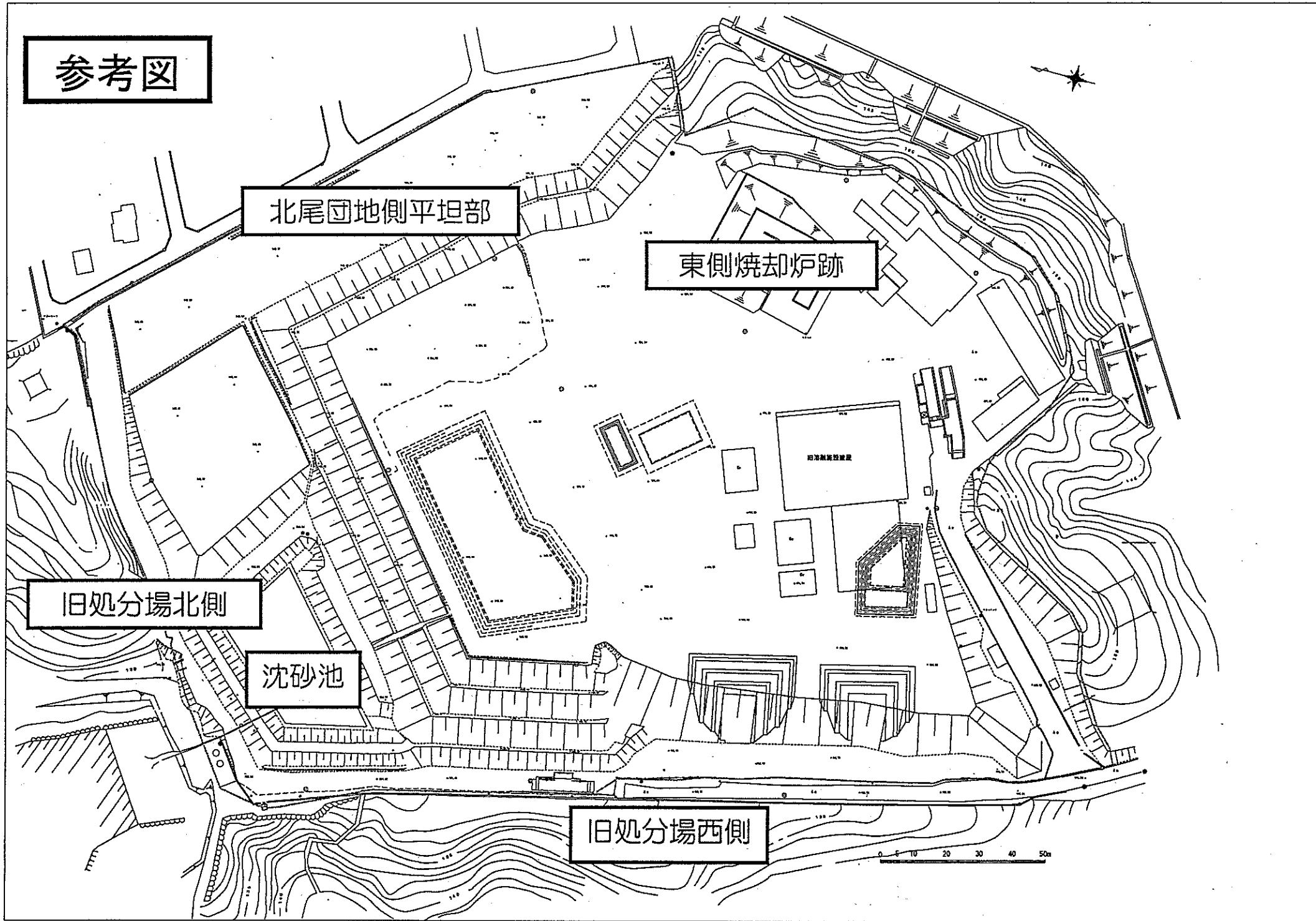
北尾団地側平坦部

東側焼却炉跡

旧処分場北側

沈砂池

旧処分場西側



平成24年9月20日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

北尾団地自治会 会長 ○ ○ ○ ○

旧RD最終処分場二次対策工事について

当自治会は、旧RD最終処分場の二次対策工事について、県が下記事項に対し誠実に対応することを条件として、その実施に同意することとする。

については下記事項に対する県の対応について当自治会に示されたい。

記

- 1 臭気、粉じん、振動、騒音等の周辺環境対策に万全を期すこと。
- 2 何らかの事故、障害等が発生した場合は、ただちに当自治会に連絡し、双方協議の上、速やかに対策を講じること。
- 3 工事完了後も旧RD最終処分場および周辺環境のモニタリングを継続し、モニタリング結果を当自治会に速やかに提供すること。
- 4 RD問題の解決に向け、二次対策工事着手後速やかに当該土地を県有地化することにより、当該土地に関し、将来にわたって県が責任を持ち、住民の不安払拭ならびに安全と安心の構築に尽くすこと。

以上

滋 最 特 対 第 5 7 号
平成 24 年(2012 年)9 月 2 6 日

北尾団地自治会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

滋賀県知事 嘉田由紀子

旧 R D 最終処分場二次対策工事实施に当たっての貴自治会からの
要望事項について (回答)

平素は、滋賀県の廃棄物行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 9 月 2 0 日付けで貴自治会からいただきました旧 R D 最終処分場二次対策工事实施にかかる要望事項について、下記のとおり回答します。

R D 最終処分場問題の一日も早い解決に向け、県としてもできる限り努力してまいりますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 周辺環境対策について

工事を実施するにあたっては、廃棄物土の選別施設を屋内に設置する等、臭気、粉じん、振動、騒音等による周辺環境への影響の低減に努めるとともに周辺環境モニタリングを行います。

また、二次対策工事实施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、県、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する(仮称) R D 最終処分場問題連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する考えであり、周辺環境モニタリング結果に異状が認められた場合は、直ちに連絡協議会に連絡して対策等を協議し、速やかに対策を講じます。

2 事故、障害等が発生した場合の措置について

不測の事故や障害等が発生した場合は、直ちに連絡協議会に連絡して対策等を協議し、速やかに対策を講じます。

3 工事完了後の環境モニタリングについて

工事完了後のモニタリングは、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施します。

またモニタリング結果を速やかに提供します。

4 土地の県有地化について

旧RD最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図り、将来にわたって県が責任を持ちます。

以上